

海外経済要録

国際機関

◇IMF、スーパー・ゴールド・トランシュに対する報酬率およびSDR金利を変更

IMFは7月9日、スーパー・ゴールド・トランシュに対する報酬率を一本化するとともに、7月8日～12月31日の間の報酬率(注1)およびSDR金利(注2)を3.75%に変更する旨を発表した。

本報酬率は、ある加盟国の通貨のIMF保有額が割当額の75%を下回る場合に、その下回る額(いわゆるスーパー・ゴールド・トランシュ)についてIMFが当該加盟国に支払う(IMF協定第5条第9項)もので、1974年7月1日～75年7月7日の間は当該加盟国通貨のIMF保有額が、①当該加盟国の割当額の50%未満の部分に対しては5%、②当該加盟国の割当額の50%以上75%未満の部分に対しては2.5%、の2本建で行われていた。

(注1) IMF規則I-10-(d)によれば、「IMFは毎年7月1日および1月1日に始まる6ヵ月間の報酬率を検討することとなっている。なお7月1日から7日までの報酬率については、従来のレートが適用されていた(6月27日の理事会決定)。

(注2) IMF協定第26条第3項およびIMF規則Q-1-(b)によって、報酬率が2%を超える場合には「SDRの保有にかかわる金利は報酬率に等しいものとする」とこととなっている。

米州諸国

◇米国、緊急住宅法の成立

フォード大統領は7月2日、「1975年緊急住宅法案(Emergency Housing Act of 1975)」に署名した。同法案は、①低利の住宅貸付を拡大するため、政府全国抵当協会(the Government National Mortgage Association)に対し、住宅貸付金融機関から住宅抵当証券を総額100億ドルを限度として7.5%の金利で買い上げる権限を与える(本措置の期限は76年6月末までとする)、②住宅都市開発省に対し、失業のために住宅抵当受戻し権喪失のおそれがある住宅所有者に対し、2年間に限り、これら住宅所有者に代わって月額250ドルを限度として、住宅抵当借入れ返済の立替払いを行う権限を与える、ことを主要内容とするものである。

なお本新「緊急住宅法」は、6月24日、フォード大統領が財政赤字幅増大(約13億ドル)を理由に拒否権を発動した旧「緊急住宅法案(注)」を修正したもので、これにより約30万戸の住宅建設を促進する効果がある一方、財

政赤字は約3億ドルの増加にとどまるものとみられている。

(注) 廃案となった旧「緊急住宅法案」では、①政府は、中間所得者層の新規住宅購入者に対し、現金1,000ドルを給付する、②政府全国抵当協会の住宅抵当証券購入金利を6%とする、などが骨子となっていた。

欧州諸国

◇EC、第2回欧州理事会を開催

第2回欧州理事会(Conseil Européen、EC各国首脳と外相が出席)は7月16、17日の両日、ブリュッセルにおいて開催された。今回の会議では、域内の景気後退が深刻化しているおりから、各国経済の現状認識とその対策に討議の重点が置かれ、その他案件についてはさしたる具体的成果をみなかった模様と伝えられる。

検討された諸問題の概要は次のとおり。

(1) 経済政策の協調的運営と国際通貨問題

①各国とも戦後最大の不況に直面し、いまだに下降局面からの離脱を確認しえない状況にかんがみ、各国の物価・国際収支動向に即して所要の景気対策を可及的速やかに実施する必要があること、②長期的な不況打開と国際通貨制度の不安定解消のため、米国、日本を含めた幅広い政策協調が必要であること、などの点で合意。

なお、①に関しては、シュミット西ドイツ首相が8月にも追加的な公共投資促進策を発表する意向を表明、フランスもこれに同調する姿勢を示したと伝えられる。また、②に関しては、具体的決定は行われなかった。なおその後ジスカールデスタン・フランス大統領は、米国、英国、西ドイツ、フランス、日本からなる5大国会議の開催を提唱しているが、これについてもその他EC諸国からの反発が強く、同会議開催までには曲折が予想されている。

(2) エネルギー問題国際会議の再開

同会議を11月中旬にも開催すべく(同準備会議は9月ないし10月に開催の予定)、フランスがイニシアチブをとることで合意。同時にECとしても専門委員会を設置し、これら会議に臨み共通の対処方針を検討する旨決議。

(3) その他

イ. 欧州同盟問題および欧州議会の直接選挙問題

外相レベルでさらに検討を進めたくうえで次回欧州理事会(本年末ローマで開催の予定)で討議する。

ロ. 対ポルトガル資金援助問題

同国からの資金援助要請(約7億ドル)に関して

は、同国の政局が混乱している状況にかんがみ、後日あらためて討議する。

◇EC蔵相理事会、フランス・フランスのEC共同フロート復帰を了承

1. EC蔵相理事会は、7月10日ブリュッセルで開催され、席上フルカード・フランス蔵相は、同日を期してフランス・フランスを離脱前の基準レート(注)でEC共同フロートに正式復帰させる旨発表、同理事会もこれを了承した。

(注) たとえば対ドイツ・マルクの基準レートは次のとおり。

100 ドイツ・マルク =	上 限	176.425 フラン
	中心レート	172.502 "
	下 限	168.665 "

2. さらに同理事会では、フランスがかねてから提案していたEC共同フロート運営ルールの改善案(6月号「要録」参照)につき検討、市場介入に伴うEC短期信用供与方式の改善についてのみ、以下のとおり合意に達した。

(1) 市場介入に伴う決済は、現行の翌月末決済に代え、決済期限を3ヵ月に延長する(なお当事者2か国間の合意があればさらに3ヵ月の延長が可能)。

(2) 決済手段のうち金を除外する。

3. なお、懸案となっているスイス・フランスのEC共同フロート参加問題は今回もたな上げとなったが、9月開催の次回会議でスイス政策当局の代表を交えて検討し、10月の会議ではなんらかの結論を導くことで合意が成立した。

◇EC農相理事会、グリーン・ポンドの切下げを決定

1. EC農相理事会は、7月21、22の両日ブリュッセルにおいて開催され、グリーン・ポンド(域内農産物取引に適用する英ポンド、アイルランド・ポンド)を欧州計算単位(uc)(注)に対し5%切り下げ、8月4日からこれを適用する旨決定した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

英ポンド 1 uc = 0.558190 ポンド
(0.51 ")

アイルランド・ポンド 1 uc = 0.557645 ポンド
(0.537 ")

(注) ECでは本年3月の蔵相理事会において、ucの価値を域内通貨のバスケット方式により表示することを決定(4月号「要録」参照)しているが、共通農業政策のucと各国通貨との交換比率については従来どおり特定レートが使用されている。

2. ECでは、為替相場フロート下における域内農産物の共通価格を維持するため、各国の農産物輸出入価格に

つき、ucに対する各国平価と現行為替相場との乖離分を調整金(フロート・アップ国は輸出補助金、輸入課徴金を適用、フロート・ダウン国は輸出課徴金、輸入補助金を適用)によって調整している。今次決定は、最近の為替市場でのポンド相場下落に伴い、ポンドの調整金率(注)が18%強と増大していたことに対処して採られたもので、これにより英国、アイルランド両国の輸出増大、輸入減少が期待されている。

(注) 共通農業政策に適用される各国平価に対する現行為替相場の変動率(週平均)が調整金率であり、調整金は農産物輸出入価格にこの率を乗じ、毎週算出されている。

◇英国政府、新賃金・物価政策を発表

1. 英国政府は7月11日、「インフレ防止白書」(The Attack on Inflation)を発表、「明76年第3四半期までにインフレ率を前年比10%に抑え、さらに76年末までにはこれを1桁台に抑え込む」との目標を表明するとともに、これが達成のための新賃金・物価政策の実施方(8月1日から実施)について具体的構想を明らかにした。その概要は以下のとおり。

(1) 賃金等の抑制措置

イ. 明76年8月1日までの賃上げは適当り6ポンド以下とする。ただし、年収8,500ポンド以上の所得者については、その賃上げを認めない。

ロ. 配当の増加規制についても、現行の12.5%から10.0%に引き下げる(すでに7月1日から実施)。

ハ. 現行の企業に対する価格規制(price code)の運用を厳格に行う。

ニ. 生活必需品の値上がり抑制のため、食料品に対する補助金を来年度70百万ポンド増額するほか、公共住宅の家賃上昇を抑えるため来年度80百万ポンドの財政支出を行う。

(2) 上記賃金抑制策の実効を期するための違反者に対する罰則

イ. 上記賃上げ限度を上回るような賃上げ協定は、企業に対し拘束力をもたないこととする。

ロ. 過大な賃上げを行った民間および国有企業に対しては、賃上げを理由とする価格引上げを認めない。

ハ. 過大な賃上げを行った地方公共団体・国有企業等に対しては、政府の補助金を支給しないほか、市場経由の資金調達をも制限する。

ニ. 過大な賃上げを行った民間企業に対しては、産業法に基づく金融援助、あるいは本年度予算に盛り込まれた雇用補助金支給などを行わないほか、政府の物資購入先リストから除外する。

2. 上記(2)のイ、ロ、ハ、に関し政府は7月16日、法案(The Remuneration, Charges and Grants Bill)を議会に提出、同31日成立をみた。その骨子は次のとおり。
- (1) 週6ポンドを超える賃上げについては、企業(雇用主)に対し契約上の支払い義務を免除する。本措置の有効期間は76年7月末までとするが、勅令による1年間の期間延長を可能とする。
 - (2) 賃上げ制限を破った企業に対しては、罰則として値上げを認めないよう価格規制(price code)を修正する。
 - (3) 賃上げ制限を破った地方公共団体に対しては、政府は補助金(rate-support grant)支給削減の権限を有することとする。
3. また、ウィルソン首相は白書発表に際し、「現在の破壊的インフレの鎮静化に失敗すれば、英国国民は計り知れない経済的破滅(a general economic catastrophe of incalculable proportions)の中に巻き込まれよう」として国民に協力を呼びかけるとともに、「今後の賃上げ動向いかんでは、法的規制導入の用意がある」との意向を表明した。なお、ヒューリー蔵相によれば、導入される場合の法的規制は、①企業に対し賃上げ制限の遵守を強制するための権限を政府に付与する、②企業に対し、賃上げ交渉結果の報告(対政府)を義務づける、③労働者に対する罰則規定は盛り込まない、などを骨子とするものとされている。

◇英国政府、繊維産業救済策を発表

英国政府は7月23日、業況不振を続けている繊維産業救済のための措置を発表した。これは、さきにウィルソン首相が、業界からの「輸入規制実施」、「政府の資金援助」などの要請に対し、「輸入規制を行う考えはないが、業界対策については前向きに検討する」(5月23日議会答弁)と述べていた方針を具体化したものであり、その主な内容は次のとおり。

- (1) 衣料品産業に対し、設備の近代化等により生産性向上を図るため20百万ポンドまでの資金援助を行う。また、その他の繊維部門についてもなんらかの方法により援助を行うべく検討を進める。
- (2) 繊維品輸入監視制度の適用範囲を拡大、EC域外から輸入されるすべての衣料品、繊維品を対象に含める(9月1日実施<4月号「要録」参照>)。
なお、状況いかんでは、GATTのセーフ・ガード(緊急輸入制限措置)条項発動も考慮する。
- (3) チェコ、ポーランド、ルーマニアにおける、はき物(footwear)の対英輸出自主規制(75年の対英輸出を74年実績比5~10%削減する)の実施状況を監視してい

くほか、ポルトガルからの衣料品輸入に対する免税扱いの適用を厳しく行う。

- (4) 政府を含む公共部門は、英国製品を優先的に使用する(Buy British)ように努める

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引上げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は8月5日、5月以降据え置いてきた貸出基準金利を0.5%引き上げ10%とし、翌6日から実施する旨発表した。同時に7日もの通知預金金利も0.25%引き上げられ6.5%となった。
2. 各行とも、7月25日に英蘭銀行の最低貸出歩合が上昇した際は、「産業界の資金需要は依然低調であるうえ、短期金利の動向もいまひとつ不明確であり、しばらく様子を見る」との意向を示していた。今回の預貸金利引上げについては、一部銀行筋で「人件費増などコスト・アップに伴う収益悪化の防止(預貸金利差は3.25%から3.5%に拡大)かたがたポンド相場軟化等に伴う中東筋などのポンド預金引揚げ抑制をねらったもの」との説明を行う向きがある。

なお、今回の貸出基準金利引上げ幅が最低貸出歩合上昇幅(1%)を下回っていることに関連して、National Westminster 等では「さらに引上げを行うかどうかは、当面の市場金利、とくにTB入札レートの変向いかんによるところが大きい」としている。

◇西ドイツ、対外債務に対する預金準備率を引下げ

1. ブンデスバンクは7月17日の定例中央銀行理事会において、対外債務に対する最低準備率を、現行の対内債務準備率の水準にまで引き下げる旨決定、発表した。本措置は8月1日から実施され、これにより約15億マルクの資金が解放されることとなった。
2. 本措置は、①最近のドル高(マルク安)傾向にかんがみ、もはや投機的短資流入の懸念が薄らぎ、対外債務準備率を対国内債務準備率比、高く設定する(71年6月以来)必要がなくなったことによるものとみられているが、②あわせて市中に流動性を供給することにより金利低下を持続させるための措置とも受けとめる見方が一般的である。なおクラゼン同行総裁は、翌18日の記者会見において、「理事会では公定歩合の引下げも検討したが、最近の米ドル上昇に伴い輸出環境がやや好転しており、また現在、内外金利差の拡大から資本の流出が著しいため、その決定は見送られた」と語った旨伝えられて

いる。

西ドイツの最低準備率

(8月1日以降、単位・%)

金融機関規模	当座性債務		定期性	貯蓄預金	
	I	II	債務	I	II
対象債務 10億マルク以上	13.55 (13.55) < 29.0>	10.40 (13.55) < 29.0>	9.35 (9.35) < 24.85>		
同 1億マルク以上 10億マルク未満	12.50 (13.55) < 29.0>	9.35 (13.55) < 29.0>	8.35 (9.35) < 24.85>	6.25 (6.25) < 20.7>	5.20 (6.25) < 20.7>
同 1千万マルク以上 1億マルク未満	11.45 (13.55) < 29.0>	8.35 (13.55) < 29.0>	7.30 (9.35) < 24.85>		
同 1千万マルク未満	10.40 (13.55) < 29.0>	7.30 (13.55) < 29.0>	6.25 (9.35) < 24.85>		

- (注) 1. 増加額準備率は、対居住者債務：70年12月以降停止
対非居住者債務：74年1月 “
2. ()内は対非居住者債務新適用率。
3. < >内は対非居住者債務旧適用率。
4. 当座性債務、貯蓄預金のI、IIは次の区分による。
I……ブントデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関
II……その他の地域の金融機関

◇西ドイツ、外債の新規発行停止等を決定

西ドイツの中央資本市場委員会(注)(Zentraler Kapit. almarkttausschuß)は7月23日、同日以降8月末までの間、ドイツ・マルク建外債の新規発行を停止する(公募債、私募債とも)旨決定、発表した。本措置は、政府、ブントデスバンクの意向を受け、国内債、とくに公共債の起債円滑化を図るために採られたものと一般に受けとめられている。なお、国内債についても、同委員会加盟金融機関は、次回8月20日の委員会まで起債勧告を行わない旨決定したと発表されている。

(注) 市中銀行12行が加盟する起債自主調整機関(ブントデスバンクはオブザーバーとして参加)。

◇ブントデスバンク、抵当銀行等に対し対外信用供与の停止を要請

1. ブントデスバンクは7月25日、抵当銀行(Hypothekenbanken)ならびに州立銀行(öffentlich-rechtliche Landesbanken)に対し、対外信用供与を8月末まで停止するよう要請した。
2. 上記2種類の銀行は、与信残高の10%までEC諸国等海外に対し信用供与を行うことが法律で認められてい

る。

今次指導は、これら債券発行銀行が発行代り金を対外投資に振り向け、国内債券市場への投資がむしろ減少していることにかんがみで行われたものであり、これが国内債券市場への好影響をもたらすことが期待されている。なお、これらの銀行で中央資本市場委員会に加盟しているのは抵当銀行3行にすぎないため、7月23日の外債新規発行停止等決定(前項参照)の趣旨が必ずしも徹底されていないとの見方もあった。

◇ブントデスバンク、10日間の期限付再割引を実施

1. ブントデスバンクは7月23日以降、公定歩合による10日間期限付きの再割引を実施した。これは、別途定められている再割引枠とは独立に行われたもので、7月末現在の残高は807百万マルク(今回と同様の措置は1974年4月にも実施されたことがある<49年5月号「要録」参照>)。
2. 今次措置実施の背景は、通常の納税・年金支払等の要因に加え、市中銀行の準備預金積み不足が重なったため、一時的に資金市場がひっ迫したことにあるものとみられている。

なお、コール・レート(翌日もの)は、7月上旬4.5%がらみ、中旬3.5%前後で推移し、7月22日に5.5%程度へ急騰をみたが、本措置実施後はおおむね4%以下の水準を維持している。

◇フランス銀行、金・外貨等の評価替えを実施

フランス銀行は7月4日、6月末現在の同行保有金・外貨等につき、本年第2回目(前回は1月9日、2月号「要録」参照)の評価替えを実施した。

評価替えの要領は次のとおり。

- (1) 金……最近3か月間のロンドン、チューリヒ両金市場における平均相場(1キログラム当り22,039フラン、前回24,078フラン)により再評価。
- (2) 外貨……6月26日のパリ為替市場におけるフランス・フラン相場(取引所仲値1ドル=4.00フラン、前回4.395フラン)により再評価。
- (3) SDR……6月26日のIMF公表レート(1SDR=4.97フラン、前回5.40フラン)により再評価。

この結果、6月末の同行保有対外準備残高は次のとおりとなった。

	百万フラン
金	69,190
外貨	21,110
IMF資産	3,503
合計	93,803

◇フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は7月2日、現行時間当たり最低賃金(7.12フラン<6月1日以降適用>)を6%引き上げ7.55フランとし、7月1日から実施することを決定した(前年同月比では+18%、適用対象労働者数は約1百万人)。

最低賃金の改訂は、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき、消費者物価にスライドして自動的に引き上げられるのが通例であるが、毎年7月1日に国民所得の状態を考慮して改訂されることもなっており、今回改訂はこの後者のケースに該当する。

◇フランス、家族手当を引上げ

フランス政府は、8月1日から家族手当(注)の6.8%引上げを実施した(対象家族数は約5百万所帯)。

本手当は通例年1回(8月)引上げが行われてきたが、本年は4月に異例の引上げ(+7%)をみたあと、今回さらに上記の上積みが行われた結果、給付額は前年同月比14.3%増と近年にない高い伸びを示している。これは、基本的には物価上昇による目減りの補償を目的とするものとみられるが、同時に社会福祉政策と絡めたいわゆる選択的消費支出増大策に対し政府が積極的姿勢を示していることの表われとも受けとめられている。

(注) 家族手当は、子女養育負担軽減のため扶養児童数2名以上の家庭に対し、児童数に応じて支給されている給付金。

◇フランス、サウジアラビアとの経済協力協定を締結

1. フランス政府は7月24日、同国とサウジアラビアとの間の経済協力協定につき、両国間で原則的な合意が成立した旨発表した。

合意の主要点は次のとおりと伝えられている。

- (1) フランスは、サウジアラビアにおいて原子力発電所、通信施設、石油化学工場の建設等を行う。
- (2) サウジアラビアは、フランスに対し長期借款(60~80億フラン、期間6~10年、金利は水準が不詳ながら固定)を供与する。

2. フランス政府は、貿易収支不均衡是正ならびに輸出市場開拓のためかねて産油国各国との間の経済協力協定締結に注力しており、すでに昨年12月イラク、イラン両国との間で大口長期輸出契約の締結(1月号「要録」参照)をみていた。今次経済協力協定の成立も、こうした産油国との経済関係緊密化政策の一環とみられている。

◇フランス電力公社、SDR建ユーロ債を発行

1. フランス電力公社(国営企業)は7月17日、SDR建ユーロ債を発行した。発行条件等は下記のとおり。

起債額……50百万SDR

期間……8年

利率……年9%(額面発行)

決済通貨……米ドル

引受幹事……Kredietbank S.A. Luxembourgeoise

2. 本社債は、SDR建債としては6月に発行されたスイスのアルスイス社およびスウェーデン投資銀行(7月号「要録」参照)に続くものであるが、フランス企業としては最初の発行である。今回は、発行時期にドル相場が反騰に転じていたため、その消化状況は前2回の場合ほど順調ではなく、当初予定の利率を引き上げる(8.75→9%)などの配慮が行われたと伝えられる。

◇イタリア、債券強制保有制度を改正

イタリア銀行および政府は7月5日、債券強制保有制度を以下のとおり改正することを決定した。

- (1) 金融機関(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行<Casse Rurali ed Artigiane>および第2種動産抵当銀行を除く)は75年7~12月の期間中、同年6~11月中の預金増加額の30%相当額(従来は預金増加額の最低40%)以上を債券投資(注)に充当すること。

(注) 本制度において義務づけられている債券投資額は額面価格により計算されるが、現時点での実勢価格により評価すると、今回定められた債券投資充当額は預金増加額の約4分の1に相当する。

- (2) 上記の種類別構成(本年6~11月中の預金増加額に対する債券種類別投資充当額の比率)は次のとおりとする。

イ. 土地、建築金融および農業改善金融専門機関発行の債券……最低10%

ロ. 産業開発金融専門機関、国鉄および特定の公社の発行した債券ならびに公共事業資金調達のために発行された債券(国および公共事業金融専門機関の発行によるもの)……残余

- (3) イタリア銀行は、上記イ.のうち農業改善金融専門機関の発行した債券に対する投資充当額の合計が債券強制保有制度適用対象金融機関の当該期間中預金増加額の2.5%を下回らないよう各金融機関を指導する。

◇イタリア銀行、対市中政府短期証券売買の停止措置を決定

イタリア銀行は7月14日、市中金融機関に対する政府短期証券(TB)の売買を原則として停止する旨決定した。

同行は本措置につき、「TBの流通市場を育成し、市中金融機関相互間のTB取引を促進するため決定された

もの」と説明している。すなわち従来は、イタリア銀行が対市中TB売買に応じてきたことから、市中金融機関の間にTB入札時点(月1回)では応募せず、その後資金繰り上のゆとりが出た段階で同行にTB売却を要請してくる傾向が強まり、TB流通市場の育成が阻害されてきたとされており、今回の措置はこうした点を是正するために採られたものである。

◇イタリア銀行総裁の更迭

イタリア銀行理事会(consiglio superiore)は7月30日、グイド・カルリ総裁の退任およびパオロ・パッフィ副総裁の総裁昇格を決定した。新旧総裁の更迭は所要諸手続の完了を待って8月19日付で実施される。

パッフィ新総裁は、1911年生まれ(63歳)、1936年イタリア銀行に入行、調査局長を経て、1956年調査担当理事に就任、1960年以降副総裁の任にあった。

◇ベルギー、物価凍結措置の一部緩和を決定

1. ベルギー政府は7月3日、さる5月7日から実施してきた物価凍結措置(5月号「要録」参照)を有効期限の7月7日以降も一部緩和のうえ9月30日まで延長する旨決定した。今次措置の概要は以下のとおり。

- (1) 7月7日から9月30日の間、(2)に定める場合を除き物価を4月30日現在の水準(従来どおり)に凍結する。
- (2) 本措置実施中であっても、以下に該当する品目については値上げを認可する(従来は値上げは一律不認可)。

イ. 経済相が4月30日までに認めていた値上げ申請(注1)のうち、5月7日までに実施されなかったものについては、当該申請どおり値上げすることができる(本項に該当する申請件数は約120件)。

ロ. 5月7日までに経済相に対し提出された値上げ申請のうち、当該申請に関する物価規制委員会(Commission pour la Régulation des Prix)(注2)の審議が終了しているものについては、経済相は7月末までに値上げの可否につき通告する(同120件)。

ハ. 5月7日までに経済相に対し提出された値上げ申請のうち、物価規制委員会の審議を終了していないものについては、当該企業は、あらためて物価凍結措置の適用対象除外扱い方を経済相に対し申請することができる。経済相は同委員会に諮問しその答申を得たうえで、その可否を通告する(同400件)。

ニ. 7月7日以降経済相に対し、生産または販売している製品の価格を物価凍結措置の適用対象除外扱いとする旨申請した企業については、経済相は物価規

制委員会に諮問しその答申に基づき、当該申請の可否を通告する。

(注1) ベルギーでは、71年7月以来「経済統制および価格に関する法律」(同年7月30日公布)に基づき、企業は値上げを行うに際して経済相に対し事前にその旨申請することを義務づけられている。経済相は申請を物価規制委員会に諮問しその答申に基づき当該値上げ申請の可否を勧告の形で通告する。

(注2) 経営者、労働組合、消費者、官庁等の各代表により構成され、企業の値上げ申請をはじめ物価問題全般を審議する諮問機関。

2. 今次措置につきオレフ経済相は、コミュニケで「5月以降実施されてきた物価凍結措置によりベルギーの消費者物価は漸次鎮静化しつつある(前年同月比上昇率、4月14.4%→5月13.7%→6月12.5%)。しかしながら同措置を撤廃した場合、物価が急反騰する公算も大きいため、過渡的措置として、凍結期間を約3か月間延長したうえで、一部品目について値上げを認めることとしたもの」と説明している。

◇ベルギー、割賦販売条件にかかる規制を緩和

1. ベルギー政府は7月13日、割賦販売条件にかかる規制を、一部品目を除き以下のとおり緩和する旨決定した。

- (1) 法定頭金率(頭金率の下限)を従来比5~20%ポイント引き下げる。この結果、新法定頭金率は品目に応じて最低15%、最高35%(旧頭金率最低25%、最高45%)の範囲で適用されることとなる。
 - (2) 返済期間(最長限度)を従来比1~12か月延長する。
2. なお、主要品目の新割賦販売条件は次のとおり(カッコ内は旧条件)。

品目	法定頭金率	最長返済期間
家庭電気製品 (ラジオ・テレビ・ステレオ・暖房器具等)	15%(25%)	24か月(20か月)
カメラ、映写機	25%(35%)	24(20)
中古乗用車		
使用年数2年超	25%(40%)	18(16)
" 2年以下	25%(40%)	24(18)
新車(乗用車)	25%(45%)	36(24)

3. ベルギー経済は、5月に財政面からの景気振興策、公定歩合の第4次引下げなどを実施した後も、依然不況局面を脱却できず失業者も増勢をたどっている(5月末161.1千人、前年同月比+76.3%→6月末162.0千人、同+80.2%)。今次措置はこうした状況にかんがみ、消費促進により景気回復を図るとの見地から決定されたものと一般に受けとめられている。

◇スイス、外債発行枠を拡大

スイス中央銀行は7月4日、7、8月の2ヵ月通計の外国公募債の起債枠を400百万スイス・フランに拡大する旨発表した(5、6月合計の枠は350百万スイス・フラン)。本措置について同行筋では、「資本輸出を促進することによって、スイス・フラン相場の上昇を抑えることがねらい」としている。なお、外国私募債の起債枠ならびに対非居住者貸付枠は、前2ヵ月に引き続き設定されていない。

◇スイスでSDR建預金の取扱い開始

スイス・カイザー・アルマン銀行は7月9日、世界最初のSDR建預金の取扱いを開始する旨発表した。同行筋によれば、この預金の概要は以下のとおり。

- 受入れ額……1口3万SDR以下
- 預金形態……3ヵ月定期預金
- 年 利……6.5%

◇ノルウェー政府、対外借入れを実施

1. ノルウェー政府は7月中、ドル建外債発行等により総額13億クローネ相当の対外借入れを実施した。

発行条件等次のとおり。

	ドル建	多国通貨建(注)
発行額	100百万ドル (約540百万クローネ)	775百万クローネ相当
表面金利	8.875%	—
期 間	5年	5年
発行価格	99.75%	—
引受先	米銀借款団	サウジアラビア

(注) 多国通貨建は、サウジアラビア・リアル、米ドル、ドイツ・マルク建。

2. これらの借入れに関しマグナッセン貿易相は、「特定の目的、計画があるわけではないが、本年の国際収支(注)が大幅逆調となる見通しにあるため、外貨準備の補強を行うもの」と説明している。

(注) 1975年1～5月の経常収支は70億クローネの赤字を記録し、本75年度予算案における年間73億クローネの赤字見通しを大きく上回るペースであり、一部では約170億クローネの赤字を推計。

なおノルウェー政府は本年4月、議会決定により総額50億クローネの対外借入れ権限を与えられているため、今回分を含めた年初来の借入れ額(約24億クローネ、別表参照)を差し引いた26億クローネが残りの借入れ枠となる。もっとも既往借入れのうち3億クローネが1964年の借入れ枠残余によるものであるため、これを調整した実質的な枠余裕は29億クローネとなる。

またこれまでに行ってきた対外借入れは、通貨価値の変動によるリスクを回避するため、別表のとおり数種の通貨建表示をとっている。

年初来の対外借入れ内訳

(単位・億クローネ)

外債発行の種類	発行額
ドイツ・マルク建	10.20
米ドル建	7.30
サウジアラビア・リアル建	3.60
スイス・フラン建	2.95
計	24.05

◇ポルトガル、陸運業、放送局、油化・鉱業を国有化

1. ポルトガル最高革命評議会は、今春明らかにした企業国有化方針に沿い6月以降も一連の国有化を決定、実施している。具体的業種等以下のとおり。

- (1) 陸運業(54社 6月14日)
- (2) 放送局(7月3日)
- (3) 石油化学ならびに鉱業関係企業(ポルトガル最大のCUF<コンパニヤ・ウニオン・ファブリル>を含む)。
- (4) 革命後経営者が国外脱出し不在化している工場はすべて接收(7月3日)。

2. なお同評議会は、社会党を中心に労働界等から反政府感情が高まっていることにもかんがみ、勤労者向けの鉄道料金引下げの措置も発表した。

◇ギリシャ、IMFから外貨を買入れ

1. IMFは7月18日、ギリシャ政府に対し34.5百万SDR相当の外貨(南ア・ランド、オランダ・ギルダー、ベネズエラ・ボリバル)売却を承認する旨発表した。本件は、「ギリシャの総合安定化計画を支援するためのもの」とされており、この計画のねらいは、①外貨準備の減少阻止、②インフレ率の抑制(74年平均27→15%へ)、③実質経済成長の達成、などにあるとされている。

2. ギリシャでは、キプロス紛争や主要先進諸国の景気後退等に伴い、①貿易収支赤字の増大、②観光収入の減少、③在外ギリシャ人労働者の移民送金の減少、④民間資本の流入減、などから外貨準備が1974年中103百万SDR、75年上半期中も45百万SDR、それぞれ減少している(6月末残高720百万SDR)。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、預金金利を一部引下げ

大韓金融団(銀行協会)は7月1日、市中預金金利の一部を次のとおり引き下げた(単位・年利%)。

定期預金	旧	新
3か月もの	15.0	12.0
6か月もの	15.0	13.2
不特定満期定期預金		
3か月以上6か月未満	14.4	12.6
6か月以上1年未満	14.4	13.2

今回の引下げは、昨年初来2度にわたって行われた預金金利の引上げ(注)(この間貸出金利は据置き)によって最近金融機関の収益悪化が目だってきたため、韓国銀行の指導の下に手直しを行ったものである。

(注) 預金目減り防止かたがた過剰流動性吸収の見地から、昨年1月および12月に期限付で引き上げた(12月引上げ時には12月9日以降本年6月末までの預入分を引き上げ、引上げ幅は1月、12月分通計で6か月定期の場合6.6%)。

◇韓国、輸入関税率を改訂

韓国では6月末、315品目の輸入関税率を改訂し、7月1日から実施した。今回の改訂は国際収支の改善と重化学工業開発推進の見地から行ったもので、輸出用工業原材料および重化学工業建設機材(計226品目)の税率を引き下げた反面、消費財および国際相場が著しく下落している品目(原木、牛脂等、計89品目)の税率を引き上げた。

◇シンガポール、預貸金金利等を自由化

シンガポール金融管理庁(MAS)は、このほど次の措置を実施した。

- (1) 7月1日以降、銀行の営業時間を自由化(ただし週27時間以上営業することを要する。従来は平日10～15時、土曜日9時30分～11時30分に統一)。
- (2) 7月15日以降、預貸金金利を自由化(注)(従来はMASの指導の下、銀行協会が金利を申し合わせていた)。

(注) ただし、①政府、準政府機関、公認金融機関以外から受け入れた当座性預金、30日以内の預金等に対しては付利しない、②定期預金の期限前引出しは原則として認めない、③金利変更をMASに報告する。

これらの措置は、金融当局が今回の金融緩和期(7月15日、金融緩和追加措置を実施——次項参照)をとらえ、譲渡可能定期預金証書(CD)発行(5月から)による市中金利の部分的自由化に加え、さらに金融機関の競争と経営効率の改善を促進することをねらったものである。

なお、預貸金金利自由化後、主要地元銀行、外銀支店ではただちに貸出プライム・レート(従来8%)を0.25～0.75%引き下げ、シンガポール開発銀行(政府出資49%)では、プライム・レートを3か月ものCD金利の3週間移動平均値+1.75%の算式により決定・変更(0.25%刻み)する旨発表した。

◇シンガポール、最低現金準備率および輸出手形再割引金利を引下げ

シンガポール金融管理庁は7月15日、①最低現金準備率の引下げ(7%から6%へ)、②輸出手形再割引金利の引下げ(6%から4%へ)、を実施した。

今回の措置は、昨年10月以降6回にわたる市中金利引下げなどにもかかわらず、先進工業国の景気停滞による輸出不振から、国内景況が低迷を続けていることに対処して、市中貸出金利引下げと輸出増加を目的としたもの。

◇豪州、支払準備率を引上げ

豪州準備銀行は7月4日、支払準備率の引上げと商業銀行に対する特別貸出の回収を実施する旨発表した。

措置の概要は次のとおり。

- (1) 商業銀行の支払準備率を現行の3%から7月16日以降4%に、さらに8月5日以降5%にそれぞれ引き上げる(注)。

(注) ただし、7月17日以降準備預金の一部をTerm Loan FundおよびFarm Development Fundへ運用することが認められるため、これを勘案した支払準備率は7月16日4%、7月17日以降3.6%、8月5日以降4.6%となる。

- (2) 74年10月に商業銀行に対して実施した特別貸出(special facility 1.1億豪ドル)を、7月中に全額回収する。

同国では、景気後退が引き続き目だつものの、物価上昇が依然衰えをみせないなかであって商業銀行の流動性比率がかなり高い水準に達し(74年12月22.8%→75年5月26.7%)、マネー・サプライがこのところ増勢を強めている(M₃残高の前年比、74年12月9.1%→75年5月13.4%)ことから、本措置の実施に踏み切ったものとみられている。

共産圏諸国

◇ハンガリー、西ドイツ・マルク建債を発行

ハンガリー国立銀行は7月中旬、コメコン諸国としては初の西ドイツ・マルク建債を発行した。同国では、明年に始まる新経済5か年計画の重点を工業開発に置くこ

ととしているが、今次起債は、工業部門のうちとくに弱体とされている輸出関連部門拡充のための資金調達を目的に行われたもの。起債条件等次のとおり。

発行額 1 億西ドイツ・マルク

発行条件	償還期間 6 年、利回り年 8.25%の額面発行
引受け幹事	ベストドイッチェ・レンダーズ・バンク